## 民事模擬裁判「パン屋『ル・パン』の立ち退き問題」

## 【事案の概要】

 は妻のフネとともに，建物Bに住んでいた。

2 建物Aは築45年の木造2階建の建物で，1階部分はお店として，2階部分は人が住め るような作りになっている。波平は，1985年4月1日，友人の董輪抂勇（現在58歳） に建物Aを貸した。この賃貸借契約は更新されて，現在まで続いている。
三男は，建物Aの1階部分でパン屋「ル・パン」を営み，2階部分に妻と 2 人で住んで いる。

3 建物 Bは築5O年の木造2階建ての建物で，建物Aに比べると狭い。また，昔ながらの建物のため，階段が急だったり，部屋と部屋の間には敷居があるなど，バリアフリーの住宅ではない。

4 波平とフネにはひとり息子の笈所战がいる。勤は現在 42 歳で区役所に勤務しており， 35 歳の妻，4歳の息子，2歳の娘とともに，4人で隣の区のマンションで暮らしている。

5 2013年7月3日，波平は73歳で死亡した。勤とフネが話し合った末，土地と建物 A，建物Bは，すべて勤が相続することになった。
なお，フネは波平が死亡した後も，ひとりで建物Bに暮らしている。
6 役所勤は，2014年8月ころ，黒輪三男に対して，「これから私たちは，母親とも一緒 に暮らしてもらおうと考えています。ただ，私が今住んでいるマンションも建物Bも，私 の家族と母が一緒に暮らしてゆくには狭く，もっと大きな家が必要です。ついては建物A と建物Bを取り壊して，大きな家を新築しなければなりません。申し訳ないが，黒輪三男 さんにはこれ以上建物Aを貸すことはできません。」と伝えて，賃貸借契約の更新をしな いと伝えた。これに対して黒輪三男は，「急にそんなことを言われても困ります。」とこた えて，勤の申し入れを拒否した。

7 勤にも三男にもそれぞれに言い分があり，ふたりの話し合いでは折り合いがつかなかっ た。そこで勤は，裁判所に民事訴訟を起こして，三男に対して建物Aの明渡しを求めた。

8 和解を考えるポイントは，
（1）黒輪三男は建物Aから出て行かなければならないか（「正当の事由」があるか）
（2）出て行かなければならないとした場合，どのような条件を付けるか また，出て行く必要はないとした場合，どのような条件を付けるか という点である。

## 登場人物



## 事実の経過

1985年4月1日建物Aについて賃貸借契約（貸主：役所波平，借主：黒輪三男）を締結する。賃貸期間は15年間（2000年3月31日まで）。

2000年3月15日
貸主：波平と借主：三男の間で，賃貸借契約を更新し，賃借期間を15年間延長（2015年3月31日まで）する。
また，同じ頃，貸主•波平の了解を得て，借主•三男が建物Aをリフォームする。

2013年7月3日
2014年8月15日
2015年3月31日
2015年4月12日
2015年7月29日
貸主：波平が死亡し，建物Aを長男の勤が相続し，勤が貸主となる。
貸主：勤から借主：三男に対して，期間満了による契約終了の意向を通知する。
賃貸借契約の期間が満了する。
貸主：勤が，東京地方裁判所に建物明渡請求訴訟を提起する。
この裁判について，本人尋問が行われる。

